

審議会等議事概要

平成29年度 第5回 滝川市営事業等調査審議会 議事概要

日 時	平成29年11月27日（月曜日）午後2時55分～午後3時45分
開催場所	滝川市役所8階 大会議室
出席者	佐野会長、齊藤副会長、居林委員、堀田委員、松尾委員、秋保委員、中村委員 （欠席：木村委員、白木委員） 事務局（総務部）：橋本総務課長補佐、壽崎総務課係長 諮問事項所管部（建設部）：高瀬建設部長、山崎建設部次長、尾崎都市計画課長、 田村都市計画課長補佐、水田都市計画課係長
議 事	1 開 会 ・委員の出席状況の確認 2 前回議事録の報告 （総務課長補佐） 議事録案の内容につきましては、いつものように予め会長に全体のご確認をいただいておりますが、各委員におかれましてそれぞれの発言に関しまして、ニュアンスの違い等があるようでしたら、ご指摘いただければと思いますがいかがでしょうか。 — 意見等なし — それでは、修正なしということで議事録を案のとおりとして確認させていただきます。 そこで、前回の内容の振り返りを兼ねて、議事録の内容について大まかに説明を申し上げます。前回の審議は、数字の話のところではなかなか直接的に頭の中で整理がしにくいような議論もありましたので、前回の議論を改めて視覚的な説明を加えることで理解の一助になればと考え、事務局としてお手元に4つのグラフが入った資料をお配りさせていただいております。その資料をもとに前回の会議の内容の説明と振り返りをさせていただきたいと思います。 前回会議につきましては、2ページ目審議のところで、冒頭会長から、改定案の方向性は、基本使用料と超過使用料の併用を維持しながら、基本収支が維持できる範囲すなわち収入額は改定前の水準に保つという範囲の中で、基本水量の引き下げと基本使用料及び超過使用料の額の調整を図っていくB案で進めていくということで確認をいただき、具体的な改定案の審議に入っていました。 3ページ目、市側から提示された改定案①から③について、説明がありましたが、改めてこの内容について理解していただくため、先ほどお配りしたグラフの資料を交えて説明をさせていただきます。 ①案については、家事用、業務用とも同じ考え方ですが、超過使用料を変更せず、基本使用料を変更するというものであります。②案については、基本使用料を変更せず、超過使用料を変更するというもので、ここでいう基本使用料を変更

しないというのは、基本使用料 1 m³あたりの単価を変更していないという意味になっています。③案は、基本使用料、超過使用料ともに変更するという案です。

そこで、家事用と業務用それぞれ、①～③の案を増減額と増減率についてグラフにして整理してみたのがこの資料です。

上の増減額のグラフでみますと、①案は基本使用料のみを変更していますので、家事用、業務用ともに基本使用料を超過した以降は、何m³使用しても一定額の増加ということで、真横に水平な線になっています。②と③の案は超過使用料が上がっていますので使用水量が上がるにつれて現行料金に比した増加額は増えていくことになります。家事用、業務用ともスケールの差こそあれ、同じような線形を描いています。

前回の審議で論点となったのは、下の二つのグラフで示している増減率、すなわち現行料金からの改定率についてなのですが、グラフを見ると、②案と③案の線形が家事用と業務用ではそれぞれ異なっています。家事用のグラフでは、③案は使用水量が多くなっても 2.5 % 近辺をほぼ水平に横に伸びており、つまりは現行料金との比較において使用水量に関わらず改定率がほぼ一定に保たれているということで、公平性が高い案であるということが言われました。

一方で、今度は業務用の増減率の③案のグラフを見ていきますと、家事用と考え方は同じはずなのですが、グラフが 15m³のところで、10%位まで上がり、そこから段々下がっています。同じ手法に基づく改定案でも、家事用と業務用では改定率の動きが異なるというのが、このグラフからより明確に理解していただけたのではないかと思います。家事用で改定率が一定となる傾向を示した③案に対して、業務用でいうと②案のグラフが結果的にこれに近い傾向を示しているといえます。5 % 近辺の改定率でほぼ水平に横に線が伸びています。

現行料金からの改定率がどの使用水量でも一定に近い方が公平で好ましいという一方で、そうすると家事用と業務用でそれぞれ③案と②案と異なる手法の改定案を採用することがどうなのかといった疑問も示されたのですが、最終的には、超過使用分の改定率をなるべく一定に公平にすべきではないかという考え方に落ち着いたところで終了時刻がきてしまい、市側として案を練り直し、改めて今日の会議でその練り直した案について、議論をしていただくということでございます。

最後、9 ページのその他での本日の進め方の話しの中で、改定の内容については、まさに今日話し合われるところですが、それ以外の論点につきましては、前回までの段階で結論が出ておりますので、今回できれば、答申書の案も完成に近づけたいということで、答申書のたたき台を作らせていただきました。その中で結論が出ている部分は、今日皆様にご審議をいただいて、できれば本日中に確定をしていただきたいと思います。と思っております。

また、今日話し合われる予定の部分については、また改めてということで考えておりますので、事前に答申書案を皆様に送らせていただいておりますが、決して答申書案ありきということではなく、結論が出ている部分については、予め送らせていただいて確認をしていただき、確定していない部分については、仕切

り直して確認をしていただくということで考えております。

以上、大ざっぱになりましたが、前回までの会議の流れということで、説明させていただきました。

(会長)

議事録の確認に合わせて、グラフの資料の説明がありました。皆様、お気づきの点や質問等あればお願いします。

ポイントとしましては、増減額と増減率という考え方があって、今回は、増減率という考え方で改定を進めていくということ、また、その考え方でいうと増減率が一定に近いもの、つまり増減率のグラフでいえば、横に水平に伸びているものが理解されやすいということでしょうか。

(総務課長補佐)

線が水平に横に伸びているものが改定率が一定に近いという考え方になります。これが上の方に上がっていくとかカーブが急になるとかであると、使用水量によって改定率にバラつきが出るということになります。

(会長)

ということは、家事用においては増減率③のグラフ、業務用においては増減率②のグラフがそれにあたるということになると思います。皆様ご意見がありましたら、よろしくお願いします。

(委員)

前回の話の中で公平感ということを中心に議論をしたという記憶があって、公平感が保たれるのであれば、使用料の算出については①～③の考え方があるのですが、負担の度合いが公平であれば、皆さん納得されるのではと思うのですが。

(総務課長補佐)

前回、そういった議論の結果を得たという認識の下、今回、市側としては最終案をまとめてきたということで、この後の議論を進めてよろしいでしょうかという確認でございます。

(会長)

個人にしても、事業所にしても公平感という観点からすると、改定率が一定であるというのは一目瞭然でわかりやすくなったと思いますので、審議会としてはこのような考え方での改定ということでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

(会長)

それでは、この考え方での改定ということで進めていきたいと思います。

3 審議

(会長)

それでは、そういった経過で改めて改定案を練り直したということで、都市計画課から説明をお願いいたします。

— 都市計画課係長から、下水道使用料体系の検討について第5回資料により説明—

(会長)

今、説明があったように、福祉用については、前回、福祉用だけの改定案が示されていましたが、基本的に福祉用というのは家事用のうちの一部ということですので、一般会計から補てんされる部分があるということで、基本使用料を家事用と同額引き下げて、超過使用料については現行と同様に家事用と同額とするという考え方ですね。

今回示された案は、これまでの議論を経て、基本水量の引き下げ、基本使用料と超過使用料の引き上げ額の調整によって、改定前と同額の使用料総額を確保するという条件を満たしながら、さらに改定率は使用水量によっても大きく変わらないような改定案ということで考えられた案ということになると思いますが、皆様からご意見等何かありますでしょうか。

(委員)

この案でよろしいのではないのでしょうか。

(会長)

それでは、答申書の改定内容については、この事務局案でまとめていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

(会長)

では、諮問事項としては、全ての項目について結論が出たということになりますので、次に答申書案について、事務局から説明をお願いいたします。

(総務課長補佐)

改定案の内容についてご了承をいただき、これをもって本審議会における諮問の案件について、一定の結論を得たところでありますので、いよいよ、答申として市長に提出をしていただくことになります。そこで、答申書の内容をどうするかということで、皆様に事前に郵送させていただきました答申書案というたたき台を作成したところです。内容につきましては、今までの議論の過程や委員のご発言等を踏まえまして、ここに反映をしております。今日議論していただいたところは除きまして、それ以外の分につきましては、一通り説明させていただきます。

— 総務課課長補佐から、答申書（案）について説明 —

(会長)

答申書の案については事前に皆様に配布されており、既にお目通しいただいているものとして、表現として何か欠落しているものはないか、これではまだ表現が足りないのではないかとといったことについて、皆様からご意見をいただければと思います。

(総務課長補佐)

今回配付しております答申書案中の図やグラフにつきましては、実際に市長に渡す答申書の中には入りません。今回は参考ということで入れさせていただきます

したので、よろしくお願いします。

(会長)

今お話があった点につきましてよろしくお願いします。

答申書案ですが、まず、はじめにと1、2の(1)の見直しの方向性までについては、前回までに確認しているということで、次の2の(2)見直しの内容の部分が今日審議された分ですので、その分については、また後で修正されて回付されるということになるかと思います。あと、3、4についても、前回までに確認している部分ということで、皆様の意見をいただきたいと思います。

(委員)

別紙1 ページ目ははじめにの2段落目の「四半世紀」という表現ですが、何年経ったということがわからないと意味がないと思います。これでは、ただ何となくやりましたという資料にしかならないので、何年間改定を行っていなかったということに対する反省があって、だから今回審議会を招集し、開催しました。そして何年後にいつやるというものがないのであれば、記載しない方がいいと思います。

(総務課長補佐)

序言の部分の表現として、25年以上というよりは四半世紀という表現の方がすごい長くやっていなかったというニュアンスが伝わるのかなと考えたところでしたが、具体的な年数の方が伝わるということであれば、そのように修正したいと思います。

(委員)

四半世紀という表現では長く感じないですし、何も伝わらないと思います。平成2年から改正していないと書いてあるので、それならば何年と具体の数字にしたほうがいいと思います。

(会長)

その他、どうでしょうか。

(委員)

別紙3 ページ目の「社会全体としてのトレンドが様々な点で大きく移ろっている」の「移ろっている」という表現が、後ろに「変化」という言葉が出てくるのですが、「変化している」という表現の方が素直かなと思います。それと、「3 見直しの時期」の後段のところで、「使用者にとって短期間において二度の値上げが実施」とありますが、今回は使用料体系等の見直しであるので、ここは「値上げ」ではなく、「見直し」あるいは「改定」という表現にしないと、誤解を招くと思います。

(総務課長補佐)

わかりました。

(会長)

先程の「トレンド」という表現も、雰囲気は伝わりますが、理解できない人がいるかもしれません。

(総務課長補佐)

もう少し表現や文言を整理します。

(会長)

あと、お気づきの点があればお願いします。

— 意見等なし —

よろしいでしょうか。そうしましたら、この案の整理をしまして、再度ということになるのでしょうか。

(総務課長補佐)

今、ご指摘いただいた点につきましては、修正をさせていただきます。残りの2の(2)の見直しの内容の部分につきましては、本日議論いただきました内容を一旦事務局に持ち帰らせていただいて、改めて案を作らせていただきます。

そこで、この確認のために再度会議を招集ということになりますと、皆様年末の忙しい中で日程の調整が難しいと思いますので、今日の内容を反映させた答申書のたたき台を作り、皆様に書面会議という形で送付をさせていただき、それに対して修正案ですとか今日のようなご指摘があれば、書面で提出をしていただいて、その上で会長と相談をさせていただき、反映するかしないかを検討させていただいて、それをもって答申書を確定ということでご承認いただければ、年内に答申書の提出という運びを見込めるところですが、その点につきまして、皆様のご承認をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

(会長)

この後の流れですが、皆様方には答申案の2回目が送付され、ご確認をいただき、ご意見等が出てきたものをもう一度整理をして、あと、大変申し訳ないのですが、委員の皆様の意見を尊重しながら妥当性を含めて検討をするということで、私の方にご一任をいただければありがたいと思いますがよろしいでしょうか。

— 委員より、よろしくお願いしますの声あり —

(会長)

ありがとうございます。それでは、今事務局からご提案いただきました方法で行きたいと思いますので、皆様よろしくお願いします。目途としてはいつごろになりますか。

(総務課長補佐)

今日の結果を踏まえまして、皆様への答申書案の送付を12月8日(金)くらいまでにできるように作業を進めたいと考えております。その後1週間程度で期間を区切らせていただいて、その間に何かご意見等あればご提出をいただき、提出がない場合は、この案で御承認いただけたということで、会長に最終案としてまとめたものをご確認いただいて、確定ということで考えております。

(会長)

皆様方には、最後のご協力ということで、よろしくお願いいたします。

(総務課長補佐)

そこで、市長への答申書を渡す最後の会議の日程についてですが、大変恐縮ですが、12月26日(火)ということで皆様には御出席をお願いしたいと思うの

	ですが、もし、この日として出席いただける委員があまりにも少ないということであれば、年明けで再調整させていただければと思いますが、いかがでしょうか。 (委員) 全員いなければならないのでしょうか。 (総務課長補佐) 最後の会議ですので、できればなるべく一人でも多くのご出席をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。今の時点で駄目だという方はいらっしゃいますか。 (委員) 市長の日程が優先だと思しますので、その日で出られる方に出ていただくということでよいと思います。 (総務課長補佐) それでは、１２月２６日（火）の１５時ということで、ご案内させていただきます。 (会長) 皆様よろしくお願いいたします。 ４ その他 ― 特になし ― ５ 閉会 (会長) 以上をもちまして、本日の審議内容を終了いたしました。皆様からいろいろな意見を賜り、本当にありがとうございました。 本日で審議は終了ということになります。皆様には、毎回ご都合をつけていただきながら、ご出席いただきましたことに感謝申し上げます。また、事務局には、私どもの様々な意見を受け止めていただき、意に沿う形での原案作りをしていただき、感謝申し上げます。あと、審議会はもう一回ありますが、お話しできる機会はないと思いますので、私の会長としての挨拶とさせていただきます。皆様、長期間本当にありがとうございました。また、機会があればよろしくお願いいたします。 それでは、これで第４回目の会議を閉会いたします。
添 付	・ 会議次第 ・ 下水道使用料体系の検討について 第５回資料 ・ 別紙資料 考え方①～③に係る家事用、業務用の増減額及び増減率の比較グラフ ・ 第４回議事録